第３章　後見人等候補者養成事業の実施に係る取組

今後、後見人等候補者の養成・支援に係る事業を推進していくためには、事業の目的や考え方について改めて整理し、都及び区市町村の役割を明らかにした上で、積極的な事業実施に取り組む必要がある。

そのため、第３章においては、第２章で記載した、後見人等候補者養成事業の今後の方向性に基づき、まず、養成すべき後見人等候補者に係る定義等を示し、続いて同事業を実施するに当たっての考え方等を示していく。

第３章で示す内容を参考に、区市町村において後見人等候補者の養成・支援に取り組むとともに、都が必要な支援策を実施することで、都内における、更なる成年後見制度の活用促進を図っていく。

１　都における後見人等候補者に係る定義等

地域における権利擁護の取組に意欲のある地域住民や、連携が必要な専門職団体等の理解を促し、これまで以上に積極的な事業への参加及び連携を図っていくため、事業の目的や後見人等候補者の定義等を次のとおり整理した。

（１）後見人等候補者養成事業の目的等

認知症や障害等により、成年後見制度を利用する必要のある方が、地域の中で適切な支援を受けることができるよう、親族や専門職以外の地域住民による後見人等（社会貢献型後見人）の候補者を養成する。

事業の実施に当たっては、都と区市町村が協働し、区市町村における一貫した養成・支援体制を構築して実施する。

（２）後見人等候補者とは

【定義】

弁護士等の資格は有しないが、社会貢献的、ボランタリーな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢を身につけた上で、後見人等の候補者となる方

【要件】

○　地域における権利擁護の担い手として、高い倫理観、社会的規範意識を備えていること。

○　本人と同じ一生活者としての感覚を大切にし、本人の気持ちに寄り添い、それを行動に移すという姿勢があること。

○　所定の研修を修了し、推進機関等による必要な支援を受けていること。

【被後見人像】

○　身近に頼りにできる親族がいない方

○　高度な財産管理等の専門的な支援を要さないが、日常的な生活費の管理や、適切な福祉サービス等を利用するための支援が必要な方

○　地域住民による、きめ細かな見守り等の支援が必要な方

〔活動の範囲について〕

◆　社会貢献型後見人は、判断能力が十分でない方のための法定後見制度を活動の範囲としていることから、判断能力が低下した場合に備えるための任意後見制度については、活動の範囲外とする。

◆　また、高額な財産の管理、法的課題、親族との間に紛争がある等の案件は、後見業務に求められる専門性が高く、責任も非常に重くなることから、活動の範囲にはなじまない。

２　後見人等候補者の養成

今後、区市町村が候補者の養成から後見人等として選任された後の支援までを一体的に実施するに当たっては、事前に想定される課題等を検討・整理する必要がある。

ここでは、後見人等候補者の募集・選考、基礎講習及び実習活動等の養成の各段階における考え方等を時系列に整理する。

（１）後見人等候補者の募集・選考

【現状】

○　現在、多くの区市町村が、広報紙やホームページ、パンフレット等による公募や、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員からの推薦により、都が開催する基礎講習の受講生を募集している。
○　また、受講生の選考については、筆記、面接等を行っている。

【実施に当たっての考え方】

今後、後見人等候補者の養成から、選任後の監督・支援までを区市町村で一貫して実施するに当たり、募集・選考段階において参考となる考え方等を示していく。

○　事業の実施に当たっては、受講生の募集時から、面接の際の態度や後見活動に対する姿勢等を把握し、一貫した養成・支援につなげていくことが必要である。

○　受講生の募集に当たっては、社会貢献型後見人として、どのような人物がのぞましいか等を考慮し、募集・選考に係る基準等を策定する。
○　なお、募集・選考の基準は、公募等により多様な人材を集めるため、比較的、緩やかであることがのぞましい。

○　募集の際には、区市町村内で開催される連絡会や勉強会、講座等で募集を行う等、地域ネットワークを活用することも有効である。
○　また、事業開始当初は、既に日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員等の活動を通じて勤務態度や人柄等を把握している者から募集することも考えられる。

○　社会貢献型後見人としてふさわしい人材を確保し、事業を円滑に実施する上では、あらかじめ事業の目的や、参加に当たっての留意点など、オリエンテーション等において参加者に説明する事項を作成しておくことがのぞましい。

≪募集要件や基準の例≫

① 成年後見制度及び後見人等候補者養成事業の趣旨を理解し、社会貢献型後見人としての活動に熱意を有すること
② 人格が穏健かつ誠実であり、認知症高齢者や障害者等、判断能力の十分でない方の福祉を理解する姿勢があること
③ 適正な後見等の事務を継続して行う上で、健康上の問題や時間的な制約などがないこと
④ 養成講習等に全日参加できること
⑤ 養成講習等を修了後、社会貢献型後見人及びそれに関わる活動を行う意思があること
⑥ 民法第８４７条に規定する後見人の欠格事由に該当しないこと　など

≪選考基準の例≫

① 本人の意思を尊重し、権利を擁護する意識
② コミュニケーション能力、傾聴の姿勢
③ 柔軟かつ迅速な対応能力
④ 積極性
⑤ 協調性
⑥ 基本的な文章作成能力　など

≪主な募集方法≫

① 広報誌、パンフレット、ホームページによる周知
② 市民講座の受講者への呼びかけ
③ 生活支援員や類似の活動を行っている者への個別の働きかけ　など

≪練馬区社会福祉協議会による公募の例（練馬区社会福祉協議会のＨＰより）≫

「社会貢献型後見人養成研修受講者を募集します」

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が不十分なかたの意思決定を助け、生活や財産を守る制度です。

後見人等は、地域住民が研修を受け、生活者の視点を大切に社会貢献的な精神で後見業務を務める「社会貢献型後見人」がいます。

今回、社会貢献型後見人養成研修の事前説明会を開催します。受講希望者は必ず説明会に参加してください。なお受講者（若干名）は、説明会参加者を対象に、後日書類と面接選考のうえ決定します。

※成年後見制度について、詳しくは権利擁護センターのページをご覧ください。

対象　　：区内で後見活動を行う意思のある、おおむね６５歳未満の方
説明会日時：平成２４年８月２８日（火）　１４時～１６時
開催場所：練馬区役所アトリウム地下多目的会議室
申込方法：８月２１日（火）までに電話でほっとサポートねりまへ
申込・問合せ先：権利擁護センター　ほっとサポートねりま
電話０３－５９１２-４０２２

≪オリエンテーション等における説明内容の例≫

① 単なる知識の習得が目的ではなく、将来、後見活動を行うことを前提とすること
② 基礎講習を修了し、実習活動を終了しても、すぐに選任されるとは限らないこと
③ 社会貢献を目的とするため、報酬が期待しにくいこと
④ 本事業の研修の修了生であることを利用し、成年（任意）後見受任やＮＰＯ団体設立などの活動を行わないこと
⑤ 倫理綱領や誓約書等への同意が必要であり、同意できない場合は本事業の活動を行えないこと

など

≪倫理綱領等≫

〔世田谷区の例〕

～　区民後見支援員（区民後見人）の行動規範　～

私は、法を遵守し、本人の最善の利益を追求し、身上監護と財産管理を誠実に行います。

私は、本人との信頼関係を大切にし、本人の自己決定を尊重します。

私は、本人の権利が擁護されるよう、あらゆる権利侵害の防止に努めます。

私は、本人のプライバシーを守り、秘密を保持します。

私は、活動を通じて、区民成年後見人の社会的信用を高め、成年後見制度の普及に努めます。

（２）基礎講習

【現状】

○　現在、都は、各区市町村から推薦のあった受講者を対象に、年１回（１月から２月にかけて）、計５日間の基礎講習を実施している。
○　講義内容は、基礎講習修了後の区市町村における実習等を見据え、成年後見制度や関係法令に係る知識の習得、対象者の理解等、後見業務を実施する上で必要となる基礎的な内容で構成している。
○　基礎講習の修了生は、推薦した区市町村において実習活動を行う。

【実施に当たっての考え方】

区市町村において、基礎講習の内容について検討する際に、参考となる考え方等を示していく。

○　基礎講習の実施に当たっては、後見人等候補者の適性判断や選任に向けた調整を円滑に行うため、募集時から継続して、講習の受講態度等を把握しておくことが求められる。
○　必要に応じて、基礎講習の効果測定（確認テスト、振り返りテスト、面接の実施等）を取り入れることにより、受講生の適性に応じた実習活動の検討に資することができる。

○　地域における成年後見制度の普及・啓発を図る上では、基礎講習の開催に当たっては、社会貢献型後見人を目指す方のほか、親族後見人（予定者を含む）や制度を学びたい方などの幅広い聴講を受け入れることも有効である。

○　なお、基礎講習を各区市町村等で実施できない場合は、近隣区市町村等による合同実施も有効である。

≪基礎講習の合同実施の例≫

〔想定するケース〕

区市町村社会福祉協議会部会ブロックが同一である、A区、B区、C区、D区、E区の5区で実施

（5月）

◆ 企画段階では、A区に上記5区の行政、推進機関等職員が一堂に会し、研修内容や運営方法、研修講師、研修人数、場所、経費等の打合せを実施

（6～7月）

◆ 企画段階の打合せで以下を決定

① 運営に当たっては、持ち回りにより年度ごとに幹事区を決めて実施
② 当該年度の幹事区はB区とし、B区が基礎講習の運営を実施
③ 研修会場は交通の便からC区役所の会議室を使用
④ 費用負担については5等分
⑤ 募集、選考については各区で別個に実施
⑥ 研修日数は都のモデルカリキュラムを参考に5日間
⑦ その他、必要に応じて適宜、詳細を決定

◆ 実施内容を確定させた後、協議書を作成し5区で締結
◆ 幹事区が専門職団体等に講師の派遣依頼

（9月）

◆ 各区で募集、選考した者に対し、各区から受講生決定通知等を送付

（1月～）

◆ 基礎講習を開始
◆ 修了生に対して、実施された基礎講習の修了証を発行
◆ 基礎講習修了後は各区において登録等を行い、実習活動を実施

〔留意点等〕

□ 合同実施に参加する区市町村は、区市町村社会福祉協議会部会ブロックが同一であることや、隣接していること等により、円滑な連携体制を構築できることを考慮し、呼びかけを行う。
□ 基礎講習の実施に当たっては、合同実施を予定している区市町村及び推進機関が同席の上、必要な研修内容について検討する。
□ 会場の設定に当たっては、受講希望者を多く募るため、交通の便等を考慮する。
□ 経費については、参加区市町村数による等分負担のほか、年度ごとの幹事区による全額負担、講習参加者の人数による按分等が考えられる。
□ 各区市町村及び推進機関等の職員は研修への参加等により、当該自治体が募集した受講生の習熟度や受講態度等の把握に努める。

※ 例示した合同実施については、想定される一例であり、地域の実情に応じた様々な形態が考えられる。

○　平成２５年度は、区市町村における円滑な養成事業の実施を促すため、都による支援策として、基礎講習運営説明会等の開催、モデルテキストの作成等を実施する。

○　また、成年後見活用あんしん生活創造事業が未実施である自治体への段階的支援についても、別途検討していく。

≪都による支援策（平成２５年度）≫

☆　モデルテキストの作成（予定）

（目的）　区市町村等が基礎講習を実施する際、参考となるテキストを提供

（内容）
- これまで都で実施した基礎講習の内容を中心に作成
- 基礎講習の内容を検討する上で参考となるものとする
- 本テキストを参考として各区市町村で独自にテキストを作成することは可能

☆　基礎講習運営説明会等の開催（予定）

（目的）　基礎講習の意義及び具体的実施方法の習得

（内容）
- 身近な地域で基礎講習を実施する意義（講演）
- 基礎講習の運営方法について（事業説明）
- 独自実施区市による実践報告等

（規模）　年１回

（３）実習活動・フォローアップ研修（未受任者対象）

【現状】

○　現在、区市町村においては、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員、法人後見の協力員、弁護士等の専門職後見人に同行する後見業務実習などの実習活動を行っている。
○　基礎講習を修了後、面接等により修了生の活動方針等を確認した上で、実習活動を実施している区市町村もある。
○　区市町村では、１～２年程度の実習活動を通して、修了生の後見業務に対する適性を見極め、適性のある者については、主に区市町村長申立ての案件を担当する後見人等として選任されるよう調整を図っている。
○　現在、都は、基礎講習修了生を対象に年１回、各地域における実習活動と並行して、今後の活動に資するためのフォローアップ研修を開催している。

【実施に当たっての考え方】

実習活動を実施するに当たり、区市町村において実習に係る基準の設定等を検討する上で参考となる考え方等を示していく。

○　後見人等候補者の養成は、基礎講習及び実習活動を一体的なプログラムとして捉え、検討・実施することが必要である。

○　実習活動の実施に当たっては、事前に基礎講習修了生への面接等を実施し、実習活動への参加の意思や今後の活動方針等を確認した上で後見活動メンバーとして登録を行うなど、修了生と区市町村又は推進機関との関わりを明らかにしておくことが必要である。
○　基礎講習修了後、区市町村に登録された後見活動メンバーが将来、後見人等に選任された際に、推進機関に過度に依存することなく、自立して後見業務ができるよう、実習活動を通じて指導・育成していくことが重要である。

○　実習内容としては、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員や、法人後見の協力員としての活動、専門職や社会貢献型後見人に同行する後見業務実習、福祉施設実習等のほか、区市町村が開催する連絡会や研修等での事業説明、活動報告や、福祉施設等社会資源の見学など様々な活動の場が考えられる。
○　また、これらの実習活動だけでなく、後見業務に係る勉強会や研修等の機会も、併せて提供することが必要である。

○　実習期間については、概ね１年を標準期間とした上で、後見活動メンバー一人ひとりの知識・経験等により設定することが望ましい。

○　フォローアップ研修について、個別に実施できない区市町村等は、近隣区市町村等による合同開催も有効である。

○　なお、区市町村が基礎講習及び実習活動等を実施するに当たり参考となるよう、モデルカリキュラムを巻末に提示する。

都によるフォローアップ研修（未受任者対象）の内容

平成22年度	①　社会貢献型後見人の現状報告 ②　社会貢献型後見人の活動報告 ③　成年後見人就任！さあどうする？（講義）
平成23年度	高齢期にある被後見人の支援について～後見人の役割理解と関係者との関わり～（演習）
平成24年度	①　推進機関と社会貢献型後見人による活動報告 ②　２０１２年介護保険制度改正のポイント（講義）

≪身近な地域における実習活動等≫

〔豊島区の例〕

● 豊島区では、基礎講習に推薦する方は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の中から決定している。

● 都が実施する基礎講習を修了後、はじめに、受任までの実習活動等についての説明及び登録の意向確認を行う。

● 確認後、活動の意思があるものは、成年後見制度推進機関である「福祉サービス権利擁護支援室サポートとしま」に、「後見活動メンバー」として登録をする。

● 登録後の実習活動としては、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員及び社会福祉協議会が法人後見を実施する際の後見支援員の２つがある。

● 担当するケースによって異なるが、実習頻度は、週１回～月１回程度である。

● 活動に係る賃金については、生活支援員、後見支援員ともに時間制ではなく、１回の支援に当たりいくらという形で支払っている。

● これらの実習活動以外にも、後見活動メンバーの連絡会、都主催の研修、推進機関主催の講演会、専門職団体等が主催する研修・講座等により、後見活動メンバーの知識の向上を図っている。

● このうち、後見活動メンバーの連絡会は、年２、３回程度実施し、活動状況の報告、情報交換、事例検討による研修、登録継続の意向確認等を実施している。また、推進機関主催の講演会は、年に４回実施し、弁護士や社会福祉士による講演や勉強会、交流会を行っている。

〔練馬区の例〕

● 練馬区では、都が実施する基礎講習に受講生を推薦する際には、広く公募を行うことで多くの人材を確保している。

● 練馬区は、基礎講習を修了後、面接等により、活動の方向性や登録の有無などを確認し、推進機関である「権利擁護センターほっとサポートねりま」に「後見活動メンバー」として登録する。

● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員以外にも、高齢者施設及び障害者施設において講義及び実習を行い、対象者の理解や必要な活動について学んでいる。

● これらの実習活動以外にも、区の福祉施策、消費生活被害の実態と対策、対人援助の基礎、事例研究、身上監護演習、社会貢献型後見人による活動の報告による後見業務に関する実践的な検討等をカリキュラムとした区独自の研修等を実施している。

● 研修終了後は、必ず生活支援員として月に数回、活動を実施している。

● その他、養成に係る研修以外にも、区独自のフォローアップ研修の実施や、受任している社会貢献型後見人と実際に後見業務について話す機会を作っている。また、練馬区、推進機関等が主催する講演や、連絡会等を随時案内している。

〔町田市の例〕

● 町田市では、福祉関係の事業所勤務や長期にわたるボランティアの経験など、何かしらの福祉関係の経験者が後見活動メンバーとして、推進機関である、「福祉サポートまちだ」に登録している。そのため、認知症高齢者や障害者に関する理解、福祉サービスの活用方法、コミュニケーション能力等が一定程度確保されている。

● 実習活動は、既に町田市において受任している社会貢献型後見人に同行し、後見活動に対する支援や、関係者との連絡調整・事務手続きの実習等を年に１、２回程度行っている。

● 特に、同じ立場となると考えられる社会貢献型後見人の同行実習では、実際の後見業務を同じ目線で学ぶことができる。

● 課題としては、突然現場へ行っても状況把握が難しいため、実習前にある程度の被後見人等の情報がわかるとよいこと、実習回数が適正か、継続的な実習を行っていないため、未受任期間が長期にわたる場合は定期的な実習を行う必要があるのではないか、ということがあげられる。

● また、希望する者には、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の紹介等を行っている。

● 実習活動以外に、市の職員を講師に生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険についての勉強会や、東京家庭裁判所の見学会、専門職や包括支援センター職員との合同研修会、一般市民への成年後見制度説明会講師役などを実施し、後見活動メンバーの知識の向上を図っている。

３　後見人等候補者への支援

ここでは、後見人等候補者の選任に向けた調整、監督・支援体制及び既受任者対象のフォローアップの支援の各段階における考え方等を時系列に整理する。

（１）選任に向けた調整

【現状】

○　多くの区市町村では、基礎講習を修了後、一定の実習や研修等を経た後、区市町村長申立て等で適当な案件があれば、後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦している。
○　後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦する際には、運営委員会等において、対象となる事案が、社会貢献型後見人として適当か、また当該後見活動メンバーが候補者として適当かの検討を行っている。
○　社会貢献型後見人が選任されている事例は、区市町村長申立ての案件が８割以上、後見類型が９割以上、認知症高齢者等を対象とする事例が７割以上、施設入所に伴う選任が６割以上である。
○　社会貢献型後見人に選任されるまでは個人によって差があり、実習等に要する期間が数年にわたる例もある。

【実施に当たっての考え方】

区市町村において、選任に向けた調整を行う際に、参考となる考え方等を示していく。

○　家庭裁判所に推薦するケースは、区市町村長申立てに限らず、本人申立てや親族申立ての案件などについても、広く検討することがのぞましい。

○　後見活動メンバーを後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦するに当たっては、区市町村等が募集・選考、講習及び実習等に一貫して関与し、後見活動メンバーの後見活動に対する姿勢等を把握することが必要である。

○　一人の後見活動メンバーが後見人等を同時に受任できる件数は、２件程度とすることが適当である。

○　選任に向けた調整に当たっては、後見活動メンバーの適性判断や選任に当たって考慮すべき事項を明確にしておくことが有効である。
○　また、選任に向けての適性判断に当たっては、募集・選考段階よりも多くの要素を総合的に考慮することが必要である。

○　所定の研修等を修了し、受任可能な状況になってから、選任までの待機期間が長いケースもあるため、待機期間中は、活動意欲や後見業務に関する知識の維持・向上のための取組を実施する必要がある。
○　待機期間中の取組内容としては、研修や講演会、連絡会などの受講と併せ、研修等の講師として事業説明や活動報告を行うことなどが考えられる。

○　選任まで時間がかかる場合があることや、後見活動メンバーによって選任までの期間に違いがあることについて、募集段階から十分な説明を行い、理解を促すことが必要である。
○　また、後見人等候補者としての適性がないと判断された後見活動メンバーに対しては、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員、認知症サポーター、介護・福祉施設等におけるボランティアなどの社会貢献に資する活動への移行を促していく。

≪後見活動メンバーの適性判断に当たり考慮すべき事項の例≫

① 本人の意思を尊重し、権利を擁護する意識
② コミュニケーション能力、傾聴の姿勢
③ 柔軟かつ迅速な対応能力
④ 積極性
⑤ 協調性
⑥ 主体的に行動する姿勢
⑦ 責任感
⑧ 倫理観
⑨ 基本的な文章作成能力
⑩ 小テスト等効果測定結果
⑪ 健康状態　　など

≪選任に向けた調整に当たり考慮すべき事項の例≫

① 年齢
② 性別
③ 住所
④ 交通の便
⑤ 生活支援員として本人を支援している　　など

○　区市町村の中で、事例の把握から家庭裁判所に後見人等の候補者として推薦するまでの流れを明確にし、関係者間で共有する必要がある。
○　後見人等の候補者を推薦する際には、社会貢献型後見人に適した案件について基準等を設定することも有効である。

≪家庭裁判所への推薦までの流れ≫

〔品川区の例〕

（事例の把握）

品川区、品川区社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員、施設等の連携により、成年後見制度の利用が必要なケースを発見する。

（申立てに係る検討）

①　ケースの検討
品川社会福祉協議会に設置する「品川成年後見センター（推進機関）」において、行政職員及び成年後見センター職員が参加するケース確認会議を月に２回実施し、親族の有無や判断能力の把握、資産等状況の確認、後見登記の有無の確認を行っている。

②　方針の決定
品川成年後見センターにおいて、行政職員及び品川成年後見センター職員が参加する方針検討会議を４か月に１回開催し、区長申立ての実施の検討や社会福祉協議会による法定後見受任の必要性、市民後見人が受任可能な案件か、受任可能である場合誰を推薦するかの検討を行っている。

③　申立人及び候補者の決定
方針検討会議の検討結果を品川成年後見センターに設置されている運営委員会で審議し、区長申立てでよいか、後見人等に推薦する者は誰が良いか等について審議及び決定を行う。

④　打診・回答
運営委員会で適当とされた修了生に対し、後見人等の候補者として推薦してよいかを打診し、修了生は、品川成年後見センターへ回答する。

（申立て）

区長や親族、社会福祉協議会による代理等により、修了生を後見人等候補者として、家庭裁判所に申立てを行う。

（審判確定及びその後の支援等）

①　審判確定、後見人等及び監督人の就任
修了生は、審判確定後、後見業務を開始する。社会貢献型後見人個人による受任でも、修了生等で構成されるＮＰＯによる受任でも、品川成年後見センターが後見監督人に選任されている。

②　後見人等の支援
品川成年後見センターは、監督人業務とともに、日常的な相談等の支援も実施している。

〔杉並区の例〕

（事例の把握）

成年後見センター（推進機関）、地域包括支援センター、民生・児童委員、区担当課等で相談を受けた成年後見制度の利用が予想される案件について、区の担当課と成年後見センターが連携し状況の把握をする。

（申立てに係る検討）

① 方針の決定
区の担当課と成年後見センター、その他関係者等で事例ごとに構成される担当者調整会議を開き、区長申立てか否かを検討し、区長申立ての決定をする。（担当者調整会議は随時開催）

② 候補者の審議
成年後見センターは、上記①の方針決定を受け、同センターに設置されている運営委員会（月 1 回開催）において、事案審議の中で後見人候補を決定する。区民後見人候補者を推薦する事案については、「区民後見人が受任するに相応しいケース」※をめやすにして決定している。

③ 区民後見人候補者の選定
成年後見センターは、区民後見人候補者名簿に登録されている登録者に現在の状況確認と受任出来るかどうかを打診する。同センターは受任可能な登録者の中から候補者を選定する。

④ 候補者紹介決定
成年後見センター理事長は、運営委員会の答申及び登録者の承諾を受け、利用者への紹介及び区への推薦を決定し、成年後見人候補者事情説明書を添えて、当該登録者を区へ推薦する。

（申立て）

区は、申立て関係書類が整った段階で、区長申立てを決定し、登録者を後見人等候補者とし、成年後見センターを後見監督人として家裁へ申し立てる。

（審判確定及びその後の支援等）

① 審判確定、後見人及び監督人の就任
登録者は、審判確定・登記完了後、後見業務を開始する。家裁から、成年後見センターが後見監督人に選任される。

② 後見人等の支援
成年後見センターは、監督業務とともに全面的に後見人を支援しており、必要に応じて区の協力も仰いでいる。

※「区民後見人が受任するに相応しいケース」

区民後見人が受任するに相応しいケース

平成２０年7月２９日
運営委員会確認事項

１　杉並区民又は杉並区が措置権者となっている者

２　推定相続人がいない者又は推定相続人はいるが、親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがない者

３　身上監護の面で特に福祉的配慮の必要のない者
ア　精神疾患等による訴えが少ない。
イ　近隣或いは入所先でトラブルを起こしていない。将来的にも起こす見込みが少ない。

４　在宅・入所は問わないが、当面は施設に入所している又は入所目前である者

５　親族申立てケースも対象とするが、当面は、相続人関係が明らかに出来、区の協力も得られやすい「区長申立て」に限定する。

６　申立て時において、管理すべき財産が多額でない（預貯金額５００万円程度以下）者。または預貯金額が５００万円を超えているが、無年金等で収入の見込みのない者

≪社会貢献型後見人に適した案件についての基準等≫

〔品川区の例〕

● 前提条件として、品川区では、支援する案件を品川区在住に限定していない。

● 事業の当初は、①法的紛争や親族間の激しい対立がない事案、②身上監護が中心となる事案、③日常的な金銭管理や低所得者を支援する事案を社会貢献型後見人に適した案件としていた。

● しかし、現在では具体的な基準を設けておらず、「市民後見人だから支援できる事案」を考える視点に重点を置いている。

● 具体的には、その方の性格や年齢、性別、持っているスキル等の要素を総合的に考慮して、判断している。

〔町田市の例〕

● 町田市では、事例検討委員（弁護士・司法書士・社会福祉士各１名）、社会福祉協議会・市で構成される事例検討委員会において、社会貢献型後見人で適当な案件であるかを検討している。

● 事例検討委員には、町田市内の状況を把握する、推進機関の運営委員会委員がそのまま就任しており、どんな後見業務が想定されるか、社会貢献型後見人で対応可能か等を詳細に検討し、判断している。

（被後見人等に関する基準）

① 身近に後見人等になれる親族がいない。
② 専門職に依頼するような専門性の高い課題がない。
③ 高額な財産管理の必要はないが、日常的な生活費の管理や適切な福祉サービス等を利用するための支援が必要。
④ 親族との間に予想される紛争等がない。
⑤ 原則、法定相続人がいる。

※ ②の「専門性の高い課題がない」については、いわゆる専門職でなくても、後見人となる者には「専門性」があり、選任に向けた調整時の検討材料となっているため、現在、表現の変更を検討中である。

〔世田谷区の例〕

● 世田谷区では、まず、区長申立てを行うかについて、事務局である主管課が庁内の事例を取りまとめ、行政の課長級職員、係長級職員、社会福祉協議会職員で構成される「成年後見検討会」において、事前に検討を行い、区長申立てが妥当であるかを検討する。

● その後、専門職及び行政の課長級職員で構成される「世田谷区成年後見支援センター事例検討委員会」において、区長申立てが妥当であるかの審査を行い、後見人等候補者として、専門職又は区民後見人のいずれかを家庭裁判所に推薦するかの審査を行う。

● 区民後見人が適切であるとの判断が出た場合は、専門職及び行政の課長級職員で構成される「運営委員会小委員会」において、区民後見人の候補者を選出する。

（被後見人等に関する基準）

① 区長申立てに限らず、成年後見支援センターに相談があった本人及び親族申立て案件についても検討する。
② 属性については、世田谷区民または世田谷区が措置権者である方であり、推定相続人がいない、または推定相続人がいるが親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがない方であること。
③ 居所については、施設に入所しているまたは入所目前（４か月程度で入所）である方や、在宅で生活し、身上監護面で安定している方（ただし、当面の間、区長申立て案件に限る）であること。
④ 財産管理面については、管理すべき財産が多額（預貯金額：１０００万円程度）でない方、または、１０００万円を超えているが、無年金等で収入の見込みがない方であること。
⑤ 身上監護面については、身上監護が困難でない（施設または近隣等でのトラブルがないまたは起こす心配が少ない）方であること。
⑥ 上記基準を設定の上、成年後見支援センター事例検討委員会において、専門職に任せるか区民後見人に任せるかなど、後見人等候補者の種別の検討を行い、区民後見人となった際には、運営委員会小委員会において、どの区民後見人にするかの検討を行う。

（参考：後見人等に関する基準）

- 区民後見支援員※として活動実績があること。
- 区民後見人養成研修の実習評価が高いこと。
- 本人の居住地への交通の便が良いこと。
- 社会生活上の安定性があること。
- その他特筆すべき事項があること。
- これらの事項を総合的に勘案し、運営委員会小委員会において、どの区民後見人に依頼するかの検討を行う。

※ 区民後見支援員とは、区民後見人養成研修を修了後、下記のような普及・啓発活動に従事することで、スキルアップを図り、将来の後見人の受任に備える。
さらに、後見業務の実際を学ぶため、事例検討委員会委員（専門職）や区民後見人が受任している被後見人を訪問し、見守りや生活費のお届けなどの活動を行う。

区民後見支援員の活動事例
専門職による講座や困難事例のケーススタディなどの継続研修の受講
成年後見支援センターや支援員同士で情報交換を行う連絡会の参加
区民向けの申立て手続き説明会での説明員
地域包括支援センターや社会福祉協議会等が主催する成年後見に関する講座の講師

参考資料　（世田谷区）

区長申立てによる成年後見人の選任までの流れ

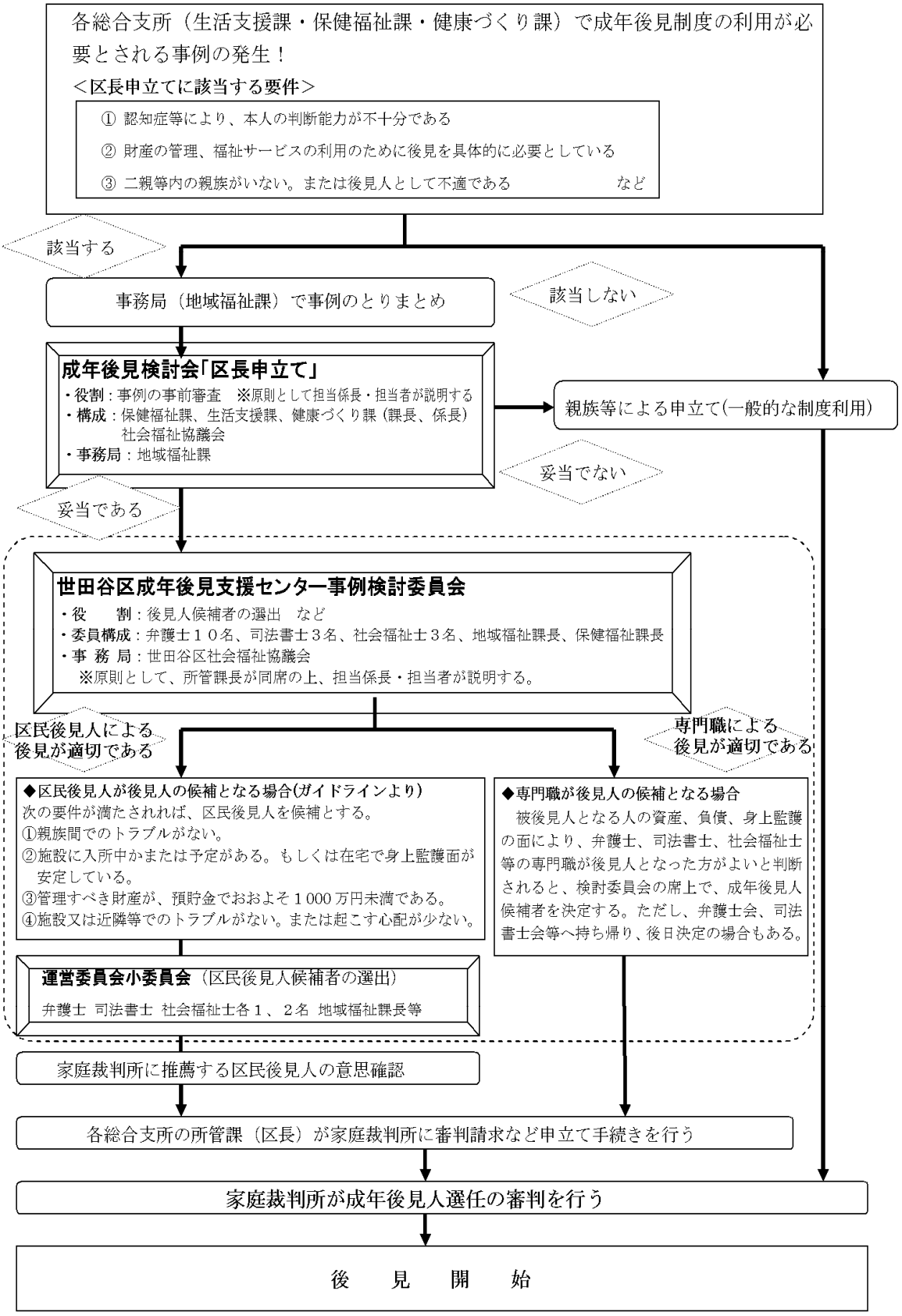

（２）監督・支援体制

【現状】

○　家庭裁判所が社会貢献型後見人等のいわゆる市民後見人を選任する場合、東京管内では、推進機関が後見監督人を受任することを要件としている。
○　推進機関では、社会貢献型後見人の監督業務だけではなく、社会貢献型後見人や後見活動メンバーからの相談への対応や、研修の実施等による支援も行っている。
○　社会貢献型後見人は、年に１回、家庭裁判所に後見等の事務について報告するが、これとは別に、推進機関が複数回の活動報告等を求め、助言等を行うなどの監督・支援を実施しているところもある。
○　相談支援に当たっては、専門職と顧問契約を結んだり、推進機関の運営委員会委員を委嘱している専門職に、定期的に相談できるようにするなど体制を整えているところもある。

【実施に当たっての考え方】

区市町村において、推進機関が社会貢献型後見人への監督・支援を行う上で、参考となる考え方等を示していく。

○　社会貢献型後見人や後見活動メンバーの活動について、日常的な相談だけでなく、将来の医療同意や死後事務等への対応についても十分に考慮の上、助言等を適切に行う体制を整備する必要がある。
○　支援体制の充実に当たっては、主に業務に当たる推進機関職員やこれを支援する行政職員の資質向上に取り組むことが不可欠である。
○　都は、これまで実施してきた、関係機関合同会議、東京都社会福祉協議会に設置しているアドバイザリースタッフ会議等の継続・活用を図るほか、２５年度には、新たにリーダー職員研修、基礎講習運営説明会及び区市町村長申立担当者会議を実施し、引き続き区市町村を支援していく。
○　区市町村は、職員の経験やスキル等を考慮した研修等を必要に応じて実施し、職員の資質向上に努めることが求められる。

≪都による支援策（平成２５年度）≫

☆　区市町村長申立担当者会議（予定）

（目的）　区市町村職員が区市町村申立て等を円滑に行えるよう知識の向上を図ることにより、地域における成年後見制度に係る事業の実施を促進する

（内容）
- 区市町村長申立の意義・必要性（講演）
- 区市町村における事業スキームの紹介
- 情報交換など

（規模）　年２回
（別内容で２回実施、または特別区、市町村に分けて１回ずつ実施）

☆　リーダー職員研修（予定）

（目的）　成年後見制度推進機関において、本事業を適正かつ効果的に実施するために必要とされる知識･技術を習得し、また、組織内で推進機関職員を育成することが出来るリーダー職員を育成する

（内容）
《前半研修》
- 権利擁護の視点や成年後見制度の現状と課題等の導入（講義）
- 事例検討（グループワーク及び講義）
- 地域のネットワーク及びアクションプランづくり（グループワーク及び講義）

《後半研修》
- 実践報告及び振り返り（報告及びグループワーク）

（規模）　５日間（前半研修４日、後半研修１日）

○　これまで述べてきた、後見人等候補者の養成・支援に係る事業は、区市町村において、一体的に実施することが必要であり、区市町村は、公的な一貫した体制の構築に向け、養成、監督、支援等の各段階に積極的・主体的に関与することが求められる。

≪区市町村による推進機関や後見活動メンバーとの関わり方の例≫

〔推進機関との連携〕
① 区市町村の計画策定への推進機関職員の参加
② 推進機関との定期的な連絡会の開催
③ 推進機関の運営委員会への行政職員の参加
④ 区市町村長申立てに係る会議への推進機関職員の参加
⑤ 行政と推進機関による、講習参加者の募集や選考の実施
⑥ 推進機関が実施する研修に行政職員が講師として参加　　など

〔後見活動メンバーへの支援状況等の確認〕
① 基礎講習等研修の実施状況
② 各後見活動メンバーの活動方針の作成状況
③ 実習活動の実施状況
④ 実習活動以外の研修や講座等の実施状況
⑤ 選任に向けた調整の状況
⑥ 監督・支援の実施状況
⑦ 相談支援の実施状況

〔推進機関への指導・助言〕
① 後見活動メンバーに対する適切な実習の実施
② 後見人等候補者の家庭裁判所への推薦
③ 監督業務の適切な実施
④ 社会貢献型後見人に対する適切な相談支援

〔後見業務に必要な経費の助成〕
後見報酬・活動保険への加入料等

〔行政、推進機関及び後見活動メンバーの三者による取組〕
① 行政または推進機関が開催する区市町村長申立案件等の候補者を選定する会議への三者の参加
② 行政または推進機関が開催する事例検討、ケース会議への三者の参加

○　推進機関においては、組織的な対応による監督・支援が十分に行えるよう、運営委員会や行政職員等の関与のもとで実施体制等を検討し、社会貢献型後見人への相談支援や後見等事務報告書、収支状況報告書及び監督事務報告書等必要な書類の作成などを適切に行うための環境整備を図る必要がある。

≪監督体制に係る組織的対応のスキーム・人員≫

〔世田谷区の例〕

● 成年後見制度推進機関である「成年後見支援センター」は、世田谷区社会福祉協議会内に設置されており、平成２５年２月末現在４２件の後見監督人を受任している。

● 成年後見支援センターは、非常勤職員の弁護士を所長として、嘱託職員４名が担当業務に当たっている。

● 区民後見人が受任している案件について、監督人である世田谷区社会福祉協議会では、その案件の担当職員を決定する。

● 区民後見人からの相談や活動状況の報告を受けるのは、その案件の担当職員であり、後見人不在の場合の代理の対応もその担当職員が行う。

● 担当職員の担当件数は、１人当たり、１３～１５件程度であり、これ以外にも日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の業務を兼務している。

● 定期報告書、継続報告書、報酬付与申立書等の書類のチェックに際しては、担当職員のみの判断ではなく、成年後見支援センター職員２名、権利擁護センター職員２名、部長と、複数の職員により、組織的な対応を行っている。

〔小平市の例〕

● 成年後見制度推進機関である「権利擁護センターこだいら」は、小平市社会福祉協議会内に設置されており、平成２５年２月末現在２件の後見監督人を受任している。

● 権利擁護センターこだいらは、常勤が４名、非常勤が２名の体制であり、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、福祉サービス総合支援事業、成年後見活用あんしん生活創造事業等の事業を実施している。

● 監督業務としては、財産目録等の立会い調査、状態に応じたケース会議への同行、毎月の後見支援に関する報告書の確認等があり、社会貢献型後見人の業務の監督を適正に行うとともに、日々の相談への対応も実施している。

● 困難事例等については、推進機関に設置されている運営委員会等に諮り、一定の方向性を提示してもらっている。

● 監督業務については、組織的な対応が必要であり、情報を共有するとともに、専門員、主任、係長、次長、局長と社会福祉協議会全体による意思決定を行っている。

（３）フォローアップ（既受任者対象）

【現状】

○　各区市町村において、後見活動メンバーが後見人等に選任された後も、知識の向上を図るための研修や講座等を実施している。

○　都は、フォローアップ研修を未受任者、既受任者に分けて、年１回ずつ開催している。

【実施に当たっての考え方】

既受任者を対象としたフォローアップを実施するに当たり、参考となる考え方を示していく。

○　後見活動メンバーのフォローアップについても、地域での一体的な養成という観点から、区市町村において実施することが必要である。

○　実施に当たっては、区市町村において、公的な一貫した体制を構築するため、区市町村が積極的、主体的に関与することが求められる。

○　フォローアップ研修等を各区市町村等で実施できない場合は、近隣区市町村等による合同実施も有効である。

※　研修の実施については、「Ｐ３５、（２）基礎講習」を参照

都によるフォローアップ研修（既受任者対象）の内容

平成22年度	①　社会貢献型後見人に求められる倫理と具体的な業務について（講義） ②　社会貢献型後見人の具体的業務を学ぶ（演習）
平成23年度	①　社会貢献型後見人に求められる倫理と具体的な業務について（講義） ②　社会貢献型後見人の具体的業務を学ぶ（意見交換）
平成24年度	①　後見業務を行う上で必要な法的知識（講義） ②　実務を行う上での疑問検討・意見交換会（意見交換）

４　その他

【現状】

○　後見人等候補者の養成・支援に当たっては、区市町村において養成数を設定することも必要となるが、社会貢献型後見人が受任する案件は、被後見人の財産状況や親族の有無等により判断することから、正確なニーズを把握することは困難な面もある。

○　また、多くの区市町村では、推進機関を運営する上で必要な地域ネットワークを構築している。

○　ＮＰＯ等、推進機関以外の団体等との関わり方については、区市町村によって取扱いが異なっている。区市町村等が、推進機関以外の団体が実施する研修の実施に関与した上で、同団体の法人後見受任の際に推進機関が監督人を受任している例や、推進機関以外の団体が実施した研修の修了生について、改めて選考の上、都が実施する基礎講習の受講生として推薦している例がある。

【実施に当たっての考え方】

今後、成年後見制度の利用促進に向け、後見人等候補者の養成・支援に取り組む上では、ニーズに基づく目標設定や実施計画の策定により、計画的に進めていくことが有効である。

ここでは、これまでの養成・支援の過程では述べてこなかったものの、今後の事業実施に当たり必要な取組や留意事項について、参考となる考え方等を示す。

○　社会貢献型後見人に適した案件に係るニーズの把握は困難な面もあるが、例えば、認知症高齢者や知的・精神障害者の人数等をもとにした推計や、一部の施設や地域を対象とした調査等を行った上で、養成・支援に係る年間目標等を設定し、実施計画を策定することが考えられる。

≪ニーズ把握や計画策定≫

〔世田谷区の例〕

● 世田谷区は、成年後見制度のニーズについて、区内の認知症高齢者の人数、「愛の手帳」が交付されている知的障害者の人数、精神障害者保健福祉手帳が交付されている精神障害者の人数の合計により推計している。

● 成年後見制度の潜在的な利用者数全体を推計した後、現在、成年後見制度を利用している方の数%が市民後見人を利用しているという、市民後見人の利用状況をかけることで、市民後見人の潜在的ニーズを推計している。

● 成年後見制度の普及促進については、第５期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成２４年度～平成２６年度）を策定し、今までの実績をもとに、権利擁護に係る今後の方向性、区民後見人の養成人数、受任件数の目標等を設定している。

● このような長期的な計画のもとに、毎年成年後見支援センターにおいても平成２５年度からの３年計画を作成し、権利擁護に係る今後の方向性や区民後見人の養成、受任件数の目標等を設定の上、毎年度の方向性を決定している。

（第５期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標数）

事業名等	２３年度末	２４年度	２５年度	２６年度
成年後見支援センターでの相談件数	１５００件	１５００件	１５００件	１５００件
区民成年後見人養成研修修了者数（累計）	６４人	７９人	９４人	１０９人
区民成年後見人受任件数（累計）	４７件	６２件	７７件	９２件
地域福祉権利擁護事業利用件数	７０件	７５件	８０件	８５件

〔町田市の例〕

● 町田市では、市内の認知症等高齢者、愛の手帳所持者、精神障害者手帳所持者等の人数により、成年後見制度全体のニーズを推計している。

● また、最高裁が公表している「成年後見関係事件の概況」から第三者後見人の割合を推計し、町田市内の市長申立案件で選任された後見人の割合から、市民後見人の割合を試算している。

	認知症高齢者	９，６００人
＋	愛の手帳所持者	２，７００人
＋	精神障害者手帳所持者	２，６００人
＋	その他制度利用が必要と思われる方	１００人
		１５，０００人

⇒ 成年後見制度全体のニーズは１５，０００人と推計。

● 平成２３年の「成年後見関係事件の概況」により、第三者後見人の割合である、４４．４％をかけ、そのうち町田市では、市長申立案件のうちの市民後見人の割合である９％をかけることで、５９９人という市民後見人のニーズがあるという推計を行っている。

	１５，０００人
全国における第三者後見人の割合	× ４４．４％
町田市長申立案件における市民後見人の割合	× ９％
	５９９人

⇒ 市民後見人のニーズは５９９人と推計。

● さらに、今年度は、具体的にニーズを把握するため、町田市の行政機関（福祉及び福祉以外の部署）、講演会や講座参加者、専門職、事業所等に対し、アンケートやヒアリング等を実施している。

○　また、成年後見制度の利用促進を図る上では、区市町村において高齢者、障害者等の支援を所管する行政の各部署の連携はもとより、行政・推進機関と地域の関係機関によるネットワークを構築する上で、成年後見制度の利用が必要な方を発見、把握し、適切な支援につなげていくことが求められる。

≪地域ネットワークの構築≫

〔品川区の例〕

● 認知症や障害により困っている方から、在宅介護支援センターや民生・児童委員、地域包括支援センター、行政窓口を通じて相談がきている。

● 在宅介護支援センターや地域包括支援センター等から推進機関である「成年後見センター」にくる相談は、月２００件程度である。

● これらの案件等について、ケース会議を月２回、定例日を設けて開催している。このケース会議の出席者は、行政と成年後見センター、地域包括支援センター、民生委員等、該当案件に関わる者で、これら関係者の連携により本人に関する情報を収集して、後見申立てにつなげている。

● 地域との連携を密に行うことで、相談が多く寄せられ、そこから成年後見制度の利用につなげるなど、ニーズの掘り起こしを行っている。

● なお、受任後においても必要に応じて行政と成年後見センター、地域包括支援センター、その他関係者でケースカンファレンスを行い、被後見人等に対して随時必要な支援を行っている。

養成事業への活用例
- 研修時にはネットワーク関係者を講師としている
- ネットワーク関係者の施設見学を実施している。

〔目黒区の例〕

● 目黒区では、成年後見制度推進機関である「権利擁護センターめぐろ」が、「めぐろ成年後見ネットワーク」をサポートしている。

● 「めぐろ成年後見ネットワーク」は、区民等が成年後見制度をより身近に活用することができるよう、講演会による普及啓発や親族後見人等への支援などを行う多職種の専門家で構成している。

● 構成メンバーとしては、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、税理士、

行政書士、保健師、金融機関、消費生活センター、社会保険労務士、その他行政職員等がおり、幅広い職種や年代の専門職が参加している。

● これらの方々と連携をとりながら、推進機関への相談のほかに、親族後見人等の支援や、福祉従事者に特化した講演会など、ニーズの掘り起こしを実施している。

● このネットワークでは、研修会を年に２回程度、講演会を年に３、４回程度実施しており、様々な分野の問題点、成年後見制度との関連についての情報提供や意見交換を行っている。

養成事業への活用例
ネットーワークメンバーが講師を務める区民対象の成年後見制度講座を、養成事業のプログラムの一つとして、受講生に聴講してもらっている。

〔小平市の例〕

● 成年後見制度推進機関である、権利擁護センターこだいらでは、病院や障害者の入所施設が多いという小平市の特徴から、親族のいない方、市外の方などの成年後見制度の利用に関して、市内に留まらず、他区や他市との横断的な連携を図り、申立て支援を行っている。

● 推進機関の運営委員会では、成年後見制度に関する困難事例等の対応や法人後見業務、法人後見監督業務、後見人等報酬助成制度の要綱整備等の内容について、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士等の委員から意見をいただき、推進機関の機能向上に努めている。

● その他にも、市内障害福祉関係機関や保健所、市内に５か所ある市内包括支援センター、民生・児童委員、市内介護保険支援事業所関係機関、市内医療関係機関と連絡会を実施するなど、連携をとり、ニーズの掘り起こしや、課題の解決を図っている。

● 特に、近年は、診断書や鑑定書の作成等について、医師の理解が必要であることから、小平市医師会と連携し、制度の理解と地域連携の強化に向けて、医師向けの成年後見講座を行っている。

● 親族後見人連絡会や専門職後見人との共同研修も開催している。

養成事業への活用例
- 家庭裁判所に推薦するための後見人等候補者を選考する際には、ネットワークの関係者を委員としている。
- 研修時にはネットワーク関係者を講師としている。

○　後見人等候補者の養成・支援に当たり、公的な一貫した体制を構築する上で、区市町村や推進機関が、推進機関以外の団体等と関わる場合には、次の事項に留意し、より慎重に対応する必要がある。

≪推進機関以外の団体等との関わり方についての留意事項≫

① 被後見人等の権利擁護の観点から、区市町村が主体的に関与することが求められ、区市町村において直接養成・支援しない場合は、信頼のおける団体への委託又は補助により、事業を実施しなければならない。

② 委託又は補助により実施する場合は、その団体の体制や基本理念、取組に対する姿勢、経営状況、区市町村所定の研修が実施可能かなどを考慮し、適切な業務運営が確保できる団体を選定することが必要である。

③ 行政が主体的に関与することが不可欠であるため、自らが研修に参画し、研修内容や受講生の習熟度を確認するなど、団体に対し、業務が適正かつ効果的に行われるよう、継続して指導・監督等を行うことが必要である。

④ 推進機関以外の団体等が実施する研修の修了生については、所定の研修の受講を要件とする等により、当該修了生の知識や取組に対する姿勢等を確認、把握することが必要である。

第４章　家庭裁判所及び専門職団体との連携

今後、成年後見制度の活用促進を図る上では、家庭裁判所及び弁護士等の専門職団体との連携・協力を、更に強化していくことが求められる。

第４章においては、後見人等候補者の養成・支援に係る事業を実施するに当たり不可欠な、家庭裁判所及び専門職団体との連携・協力を進めていく上での考え方等を示していく。

１　家庭裁判所との連携

今後、社会貢献型後見人の活動の場を拡充し、成年後見制度の利用促進を図る上では、推進機関が後見監督人を受任しない案件の検討や後見報酬の設定等について課題を整理し、家庭裁判所との協議により検討を進める必要がある。

【現状】

○　東京管内では、家庭裁判所が社会貢献型後見人等のいわゆる市民後見人を選任する場合、併せて推進機関が後見監督人を受任することを要件としている。

○　社会貢献型後見人が受任しており、数年を経過している案件では、推進機関の指導・助言等により、社会貢献型後見人の知識や能力が向上し、推進機関等の支援の必要性が低下する場合もあると考えられる。

○　今後、監督件数の増加に対応できないことのみを理由に、推進機関が後見活動メンバーを後見人等の候補者として推薦しないなど、社会貢献型後見人の受任を抑制することも起こり得る。

○　社会貢献型後見人が受任している案件であっても、家庭裁判所に後見報酬の申立てを行うが、被後見人の財産状況等を勘案し、後見報酬の申立てを行わず、社会貢献型後見人へ活動費の助成を行う区市町村もある。

○　社会貢献型後見人は、被後見人の財産が少額で身上監護面も安定している事案を受任することから、専門職の報酬額より低額であることが予想される。

○　現在は、推進機関等が後見監督人に選任され、社会貢献型後見人及び後見監督人が報酬付与の申立てをした場合でも報酬額は按分であり、被後見人等に二人分の費用負担が発生することはない。

○　専門職から社会貢献型後見人に引き継ぐ、後見人等のリレー（引継）や、専門職と社会貢献型後見人による複数後見は、一部の地域で実施されているが、少数にとどまっている。

【家裁との協議により検討すべき課題】

○　今後は、推進機関が後見監督人を受任せず、社会貢献型後見人が単独で後見業務を実施し、推進機関は相談助言等の支援のみを行う事例についても検討する必要がある。
○　ただし、社会貢献型後見人が単独で、後見業務を実施する際には、区市町村において、後見監督人受任と同様の充実した支援・監督体制を構築していることが前提である。

○　社会貢献型後見人の報酬基準については、都及び区市町村が事案を蓄積し、報酬の位置づけや考え方を整理した上で、家庭裁判所と協議していく。

○　このほか、後述するリレー（引継）方式等についても、専門職団体との調整と併せて、家庭裁判所との協議を行っていく。

２　専門職団体との連携

推進機関の運営に当たっては、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体との連携・協力が不可欠である。今後、推進機関のより一層の機能拡充を図る上で、都内では、他県と比較し、圧倒的に専門職の数が多いという特長を活かしながら、これまで以上に、高齢者・障害者の支援に取り組み、後見制度に関しての経験・知識が十分な専門職団体との連携・協力を強化していくことが必要である。

ここでは、今後、都及び区市町村が取り組むべき専門職団体との連携・協力に係る考え方等を示していく。

【現状】

○　推進機関の運営委員会に専門職が委員として参加しているほか、専門職と顧問契約を結んだり、定期的に運営委員会委員を委嘱している専門職に定期的に相談できるようにするなど、推進機関や後見活動メンバーが必要に応じて専門職に相談できる体制を整えている区市町村等もある。

○　区市町村によっては、各種研修や連絡会等に、専門職の講師派遣を依頼している。

○　専門職後見人が受任する案件での同行実習については、専門職団体の全面的な協力は得られていないが、専門職個人との調整により、実施している区市町村もある。

○　また、専門職から社会貢献型後見人に引き継ぐ、後見人等のリレー（引継）や、専門職と社会貢献型後見人による複数後見は、一部の地域で実施されているが、少数にとどまっている。

【連携可能な場面と、更に連携を進めていく上での考え方】

①　推進機関の運営組織等への参加

○　現在も、多くの推進機関の運営組織等に専門職が参加しているが、定期報告や研修の講師などの関わりだけでなく、社会貢献型後見人に適した事例や適切な後見人等候補者の選定などに関与するとともに、後見人等候補者の養成から支援までの一貫した体制を構築するに当たって、準備段階から継続的に参画することが重要である。

≪推進機関の運営組織等への専門職の参画≫

〔品川区の例〕

● 推進機関の運営組織における連携事例運営委員会（第三者委員会）の構成メンバーは、学識経験者・医師・弁護士・福祉関係者で構成されている。

● 運営委員会では、行政及び推進機関である「品川成年後見センター」による方針検討会議において検討した、首長申立ての案件を審査することに加え、社会福祉協議会が法人後見を行うことの可否や、専門職や市民後見人など、案件に応じた後見人の候補者の適否などを審査している。

● 市民後見人に関しては、運営委員会が受任調整・選定のための会議であり、老人福祉法第３２条の２に記載されている、市町村による家庭裁判所への推薦機能の位置づけとなっている。

● 運営委員会の委員には、医師や弁護士など専門的知識を持った方がいる。

〔渋谷区の例〕

● 渋谷区においては、推進機関の運営組織と考えられる組織を２つ設置している。

● 一つは、「運営監視委員会」であり、学識経験者、弁護士、司法書士、医師、税理士、行政書士、福祉関係者、行政等で構成され、推進機関の事業に係る計画や報告を審議するものである。

● もう一つは、「成年後見活用促進ネットワーク」であり、弁護士、司法書士、社会福祉士、公証人、税理士、医師、推進機関職員で構成され、専門的実務的な見地から必要な課題を協議し、具体的取組の検討審査を行うものである。専門職による定例相談会、後見人連絡会や福祉医療関係者向けのセミナー、後見報酬の助成事業等の取組は、このネットワークを通じて行っている。

● 社会貢献型後見人についても、あり方の協議・検討のほか、適した案件か否かの審査、候補者の審査等は、このネットワークで行っている。

● 研修等を実施する際も、ネットワークの構成員である専門職へ講師依頼を行い、必要な知識を受講生に教えるだけでなく、今後候補者として検討される者として、どのような人物であるかを把握してもらうようにしている。

● また、成年後見促進ネットワークの構成員である、弁護士や司法書士については、適切かつ迅速な専門的助言を行う「アドバイザー」についても就任を依頼し、推進機関職員等の相談についても迅速に対応できるようにしている。

② 推進機関職員等への助言、相談等の支援

○ 財産管理や身上監護が適切に行われているか確認し、法的問題等への迅速な対処を図るため、推進機関職員等が、専門職からの指導、助言を定期的かつ継続的に受けられるような仕組みや体制を整備する必要がある。

≪相談等に係る基本方針≫

◆ 専門職団体との緊密な関係性の構築

◆ 適時相談可能な専門相談体制の確立

◆ 第三者による定期的な後見業務のチェック体制の確立

≪相談等支援に係る連携≫

〔世田谷区の例〕

● 世田谷区の推進機関である、「成年後見支援センター」では、センター長が非常勤の弁護士である。

● 法律的な問題や不明な点が生じた場合や、職員にはわからない質問等を相談者から受けた場合もセンター長に尋ねることになっている。

● また、区民後見人から相談を受けた場合には、担当職員がセンター長に相談するか、直接区民後見人が相談出来るよう調整することもある。

● 区民後見人や法人後見の案件については、定期的にセンター長に報告をし、助言等をもらっている。

● 死後事務における戸籍調査等は、専門的な判断も関係することから、センター長が事例検討委員会委員※の弁護士に輪番で依頼し、費用についても実費のみでお願いしている。

● 身上監護面の相談については、事例検討委員会委員の社会福祉士に行っている。

● また、医療的な相談については、運営委員会委員の医師に行っている。

※ 事例検討委員会とは、区市町村長申立てが妥当であるか、専門職が担当すべき案件か、区民後見人が担当すべき案件か、などを判断する委員会のこと。

〔渋谷区の例〕

● 渋谷区の推進機関である「成年後見支援センター」では、第１・第３金曜日に社会福祉士、第２・第４金曜日に弁護士、毎週水曜日に司法書士による定例相談会（高齢者・障害者のための成年後見・財産管理の相談会）を開催している。

● この定例相談会は、区民や福祉医療関係者だけでなく、センター職員も社会貢献型後見人も利用することができ、助言を受けられるようになっている。

● 日程等の都合で定例相談会を利用できないときや、迅速な対応が必要なとき等は、成年後見促進ネットワーク（６４ページ）の構成員である、弁護士や司法書士を「アドバイザー」として設置し、推進機関職員がいつでも相談できるようにしている。

● とくに社会貢献型後見人の支援や、後見監督人の監督事務については、アドバイザーから適宜助言を受けて行っている。

● また、定例相談会やアドバイザーに相談し、継続して専門職の関与が望ましいと判断されるときは、後見人等の候補者として専門職を紹介できるようにしている。

③　研修や連絡会への講師派遣等

○　現在も、区市町村や推進機関の依頼に基づき、専門職は研修や連絡会の講師を務めているが、区市町村と専門職が更なる連携を図り、受講生に合わせた研修内容にするなど、効果的な研修の実施を検討することがのぞましい。

≪研修、連絡会等への講師派遣等に係る連携≫

〔渋谷区の例〕

● 渋谷区の推進機関である「成年後見支援センター」では、基礎講習の修了生に対し、実務研修と継続研修を行っている。

● 実務研修は、弁護士、司法書士、公証人、税理士、医師、社会福祉士、後見支援センター職員による講義を５日間で２６時間実施する。

● 継続研修は、年に５、６回実施し、講義や事例検討、施設見学や連絡会等を実施している。

● 講師を依頼する相手は、「成年後見活用促進ネットワーク」という、専門的実務的な見地から社会貢献型後見人養成事業のあり方を協議・検討し、候補者として推薦すべきか審査を行う機関の構成員であり、必要な知識を受講生に教えるだけでなく、今後候補者として検討される者として、どのような人物であるかを把握してもらうようにしている。

● 講師を依頼する際には、職員が細部まで内容を考えて依頼するのではなく、大まかな方向性等を講師に伝え、受講生の性格や考え方等がわかるよう双方向の授業となるよう、講師に実施する内容を検討してもらう。

● その後、講師と職員との間で調整を行い、実施する講義内容や資料等を決定していく。

● 受講後には、受講生にレポートを課し、講師にはそのレポートをチェックしてもらっている。

④　同行実習等に係る連携

○　区市町村によっては、同行実習等を実施しているが、同行実習は、後見実務を知る上でも有用な実習活動であり、専門職の協力のもと、実施することが有効である。

○　ただし、本人の意思尊重・個人情報保護の観点から、実施に当たっての本人の同意等の課題については、今後も継続して検討していくことが必要である。

≪専門職後見人への同行実習等に係る連携≫

〔世田谷区の例〕

１　同行実習

● 推進機関が事例検討委員会委員に同行実習の受入れについて依頼し、受け入れ可能な案件のある委員と成年後見支援センターとで場所と時間、内容を調整のうえ実習を行っている。

● 成年後見業務についての現場実習として、①財産管理に関する手続きの立会い(金融機関への届出の立会い等）、②家庭裁判所へ提出する財産目録及び収支状況報告書作成についての学習、③実習終了後の受講生の実習記録へのコメント作成等を行っており、１件につき３時間を目安としている。

● 区民後見支援員は、実習終了後に「区民成年後見人養成研修　実習記録」を成年後見支援センターに提出する。

２　区民後見支援員

● 後見業務の実際を学ぶため、区民後見支援員は、事例検討委員会委員が受任している被後見人を訪問し、見守りや生活費を届けるなど、同委員の指導のもと活動を行っている。

● 対象は、事例検討委員会委員の後見人等を受任している案件で、適当な案件がある場合、成年後見支援センターが同委員に区民後見支援員を紹介した後、同委員と区民後見支援員で「活動同意書」、「後見支援プラン」を取り交わした上で、活動を行っている。

● 区民後見支援員は活動のたびに活動報告書を同委員及び成年後見支援センターに提出する。

● 区民後見支援員の報酬については、活動１時間につき１，０００円を被後見人の負担として支払っていただき、交通費等の実費については、同委員の負担で実施。

● 区民後見支援員は、成年後見支援センターの負担で賠償責任、及び傷害保険に加入している。

※　「事例検討委員会」とは、区市町村長申立てが妥当であるか、専門職が担当すべき案件か、区民後見人が担当すべき案件か、などを判断する委員会のこと。

⑤　専門職団体との連携による後見業務の形態の検討（リレー（引継）方式、複数後見等）

○　リレー(引継)方式や複数後見等は、後見業務に係る多様な形態の一つであり、当該専門職が被後見人にとってより適切な支援を受けられると判断した場合、個々のケースに応じて選択し、実施できるよう検討・協議する必要がある。
○　また、リレー（引継）方式や複数後見等、後見業務に専門職が関与する形態でも、あくまで公的責任の下、区市町村における一貫した養成・支援体制の中で実施する必要がある。

○　リレー（引継）方式については、現在、専門職が受任している事案で、法的課題の終了等により専門的支援の必要性がなくなり、専門職が社会貢献型後見人へ後見人等を引き継いでも良いと判断した場合で、当該被後見人に地域住民による、きめ細かな見守り等の支援が必要な案件が対象となる。
○　また、高額な財産の管理、法的課題、親族との間に紛争があるなど、専門職が受任する案件について、当該専門職が、これまで以上に身上監護面などのきめ細かな見守り等が必要であると判断した場合には、社会貢献型後見人との複数後見や、その後の状況に応じて、複数後見から社会貢献型後見人の単独での受任へ移行を選択することも考えられる。
○　リレー（引継）方式により、社会貢献型後見人が後見人等として選任される際には、推進機関が監督人を受任することが原則であり、この場合、当該専門職等からの聞き取り等により、被後見人等の状況を適切に把握することが必要である。
○　複数後見を実施する場合は、推進機関は社会貢献型後見人の後見監督人を受任しないが、定期的な報告を受けるなど、適切な相談支援を行うことが必要である。
○　これらの方式等を実施するに当たっては、区市町村等と専門職が積極的に検討することができるよう、良好な関係性を構築していくことが必要である。
○　今後、都は区市町村と連携し、事例の検証を行うとともに、専門職団体への協力依頼及び実施に向けた協議を行う。

≪リレー（引継）方式の流れ≫

■　専門職から区市町村等への依頼により検討を開始。
■　専門職と推進機関等で修了生の中から適切な候補者を選定。
■　候補者が決定したら、専門職とともに被後見人等と会う。
■　被後見人等との関係性が構築できたら、辞任許可の申立て及び追加選任の申立てを行う。
■　その際には、推進機関が監督人を受任し、監督及び支援を行う。

〔板橋区の例〕

●　平成１３年に、区長申立てにより、Ａさんに対し、弁護士が後見人に選任される。

●　平成１４年には、本人が特別養護老人ホームに入所し、本人と長男の共有名義の自宅を売却。売却後、長男と連絡がとれなくなり、平成１５年には、区が長男の住民票を職権で消除した。

●　平成２１年３月に、本件について、同弁護士より社会貢献型後見人にリレーを行いたい旨の連絡があり、権利擁護いたばしサポートセンターの中で候補者の検討を行った上、現在の後見人である候補者を推薦した。

●　平成２１年８月には、同弁護士に推薦理由を記載した推薦書を同センターから送付。

●　同弁護士から、後見人辞任許可の申立て及び後見人選任の申立てが行われ、同１０月には、社会貢献型後見人が成年後見人として選任、同弁護士が後見監督人となる。

●　同１１月には、当センターの運営委員会において、リレー等の経緯について報告が行われる。

●　同弁護士より、同センターが監督人となったほうが良いのではないかという提案があり、家裁に申立ての上、平成２４年８月、同センターが監督人に選任される。

≪複数後見のスキーム≫

■　専門職から区市町村等への依頼により検討を開始。
■　専門職と推進機関等で修了生の中から適切な候補者を選ぶ。
■　候補者が決定したら、専門職とともに被後見人等と会う。
■　被後見人等との関係性が構築できたら、追加選任の申立てを行う。
■　専門職との役割分担により、被後見人等を支援。
■　年に数回、推進機関にも活動の内容を報告する。

〔渋谷区の例〕

●　渋谷区社会福祉協議会が実施する、福祉サービス総合支援事業による福祉サービスの利用支援事業を利用されていたＢさんの判断能力が低下したため、親族の申立てにより、平成２０年１０月に、弁護士が後見人として選任される。

●　同事業の利用時から日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員として、基礎講習修了生であるＣさんが支援を行っていた。

●　平成２１年５月から、Ｂさんの「後見サポーター」※として、Ｃさんが支援等を始める。

●　もともと生活支援員という関係性もあり、月１回の見守り活動や生活費の届け等を行うことで、更に被後見人であるＢさんとの関係性を構築していった。

●　平成２３年１１月に、弁護士より複数後見が提案され、三専門職種及び税理士、公証人、医師、社会福祉協議会職員で構成される「成年後見活用促進ネットワーク」にて審査を受け、複数後見を実施するため、申立てをすることが決定

●　平成２３年１２月に、弁護士により、後見人の追加選任の申立てを行い、平成２４年１月に審判がなされ、２月に確定

●　社会貢献型後見人は、身上監護と日常的金銭管理を担い、その他の財産管理は弁護士が行うという、分掌の形態で実施

●　２週間に１回の定期訪問により、見守りや施設担当者との連絡調整を行っている。

●　また概ね３カ月に１回は、社会貢献型後見人は弁護士と一緒に本人との面会を行い、今後の後見業務の確認を行っており、１年に１回、家庭裁判所に報告する前の打合せは、推進機関も同席している。

●　成年後見支援センターの役割としては、①後見事務の説明、②訪問等の都度提出される後見日誌の確認、③家裁への報告書等の確認、④その他臨時の相談対応と助言、⑤損害保険料の助成等である。

※「後見サポーター」とは、基礎講習修了生が、専門職後見人の指示のもと、被後見人のために後見人だけではできない見守り活動や日常的金銭管理の支援等を行う取組。後見サポーターは、本人の状況、活動内容、経費、関係者からの伝達事項を、活動報告書に作成し、後見人に報告する。成年後見支援センターは、①後見活動メンバーの登録・研修、②活動同意の同席、③事前面会や初回活動の同席、④故意・過失による事故に備えるため、損害保険への加入、⑤活動の相談などを行っている。

おわりに

これまで、成年後見制度の利用を促進し、後見人等候補者養成事業を推進していく上での事業の方向性や事業実施に当たっての考え方、また、平成２５年度に実施予定の都の支援策等を示してきた。ここでは、平成２６年度以降の本事業の実施体制を整備する上で、引き続き検討が必要な課題を整理した。

継続して検討すべき課題等

◎　基礎講習実施に係る経過措置

基礎講習については、成年後見活用あんしん生活創造事業を未実施、又は事業開始後間もない区市町村においては、平成２６年度からの基礎講習の実施が困難な場合もあることから、対象地域及び期間を限定した支援策について、引き続き検討する必要がある。

◎　既受任者を対象としたフォローアップ研修の実施方法の検討

平成２６年度以降、未受任者及び既受任者を対象としたフォローアップ研修は、区市町村において実施することとするが、受任者が少なく、既受任者を対象としたフォローアップ研修を個別に実施することが困難な区市町村が多い場合には、別途、支援策を検討する必要がある。

◎　職員の資質向上

今後、区市町村において、より主体的な事業展開を図る上では、区市町村の行政職員や推進機関職員の資質向上に重点的に取り組む必要がある。このため、これまで実施しているテーマ別研究会議、及び来年度に実施予定のリーダー職員研修や区市町村長申立担当者会議に加え、今後とも、職員の資質向上に資する取組について引き続き検討する必要がある。

◎　区市町村の取組を促進するための効果的な支援の実施

都は、区市町村が行う、後見人等候補者の積極的な受任に向けた取組や、社会貢献型後見人に対する第三者的な相談・助言窓口の設置等の先駆的な取組について、積極的に支援していくことを検討する必要がある。